

事 務 連 絡  
令和8年3月26日

動物医薬品検査所 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

動物用生物学的製剤検定基準の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛に通知したので、御了知  
ください。

写

事務連絡  
令和8年3月26日

別記1 各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

### 動物用生物学的製剤検定基準の一部改正について

動物用生物学的製剤検定基準（平成14年農林水産省告示第1568号）の一部が別紙のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

### 記

#### (1) 動物用生物学的製剤検定基準の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の2の5第15項の規定に基づき、今般、承認事項（試験法等）の変更を承認する「ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（予備的検出用）」に関して、法第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第43条第1項に基づき実施する検定に係る基準の内容を変更する。

#### (2) 施行期日

令和8年3月26日

(別記1)

北海道 農政部 生産振興局 畜産振興課  
青森県 農林水産部 畜産課  
岩手県 農林水産部 畜産課  
宮城県 農政部 家畜防疫対策室 衛生安全班  
秋田県 農林水産部 畜産振興課  
山形県 農林水産部 畜産振興課  
福島県 農林水産部 生産流通総室 畜産課  
茨城県 農林水産部 畜産課  
栃木県 農政部 畜産振興課  
群馬県 農政部 農政課  
埼玉県 農林部 畜産安全課  
千葉県 農林水産部 畜産課  
東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課  
神奈川県 環境農政局 農水産部 畜産課  
新潟県 農林水産部 畜産課  
富山県 農林水産部 農産食品課  
石川県 農林水産部 畜産振興・防疫対策課  
福井県 農林水産部 中山間農業・畜産課  
山梨県 農政部 畜産課  
長野県 農政部 園芸畜産課  
岐阜県 農政部 家畜防疫対策課  
静岡県 経済産業部 畜産振興課  
愛知県 農業水産局 畜産課  
三重県 農林水産部 家畜防疫対策課  
滋賀県 農政水産部 畜産課  
京都府 農林水産部 農林水産部 畜産課  
大阪府 環境農林水産部 動物愛護畜産課  
兵庫県 農林水産部 畜産課  
奈良県 食農部 畜産課  
和歌山県 農林水産部 農業生産局 畜産課  
鳥取県 農林水産部 畜産振興局 家畜防疫課  
島根県 農林水産部 畜産課  
岡山県 農林水産部 畜産課  
広島県 農林水産局 畜産課  
山口県 農林水産部 畜産振興課  
徳島県 農林水産部 畜産振興課

香川県 農政水産部 畜産課  
愛媛県 農林水産部 農業振興局 畜産課  
高知県 農業振興部 畜産振興課  
福岡県 農林水産部 畜産課  
佐賀県 農林水産部 畜産課  
長崎県 農林部 畜産課  
熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課  
大分県 農林水産部 畜産振興課  
宮崎県 農政水産部 畜産局 家畜防疫対策課  
鹿児島県 農政部 家畜防疫対策課  
沖縄県 農林水産部 畜産課

○農林水産省告示第四百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤  
検定基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）